

## 3

## 手すり

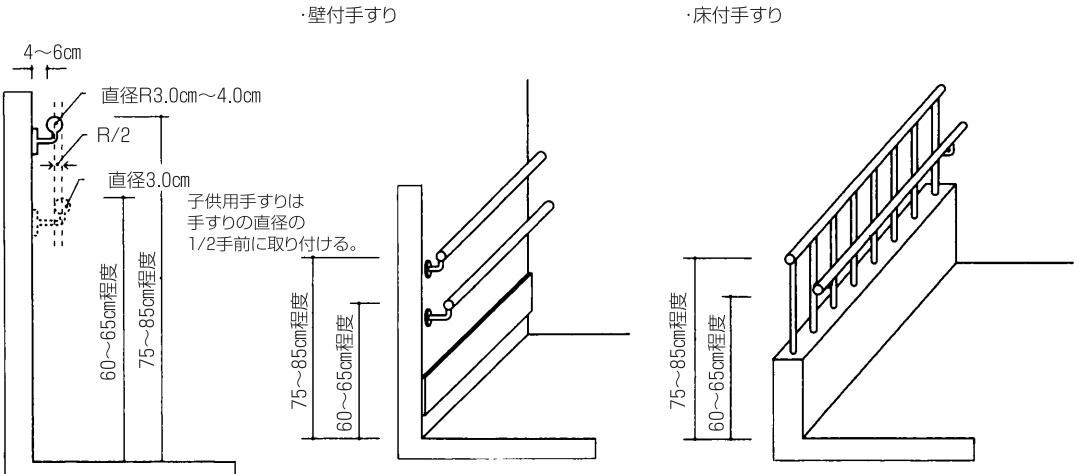
## ■基本的な考え方■

手すりは高齢者や身体障害者等の誘導、安全の確保、移乗動作を補助するため有効な設備であり、使用目的や設置場所に応じた形状、材質、取付位置、寸法で堅固に設置する。

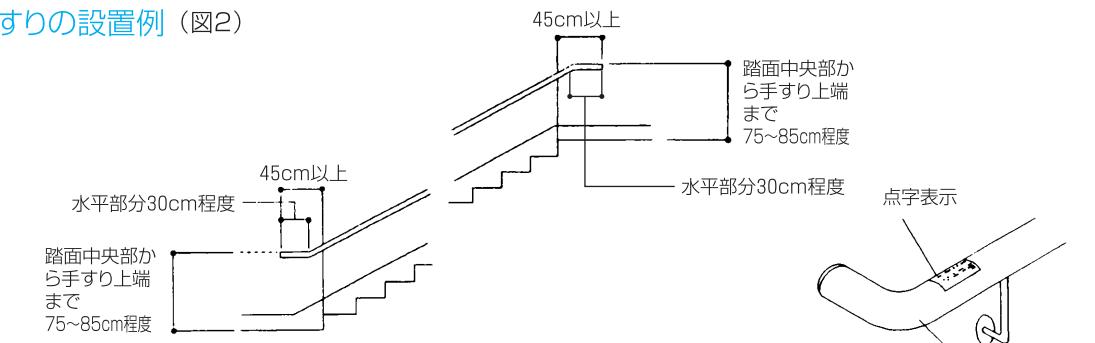
## 配慮事項

項目	解説
連続性	○起点から終点まで連続して、壁に堅固に取り付ける。
種別	○通路、廊下、傾斜路、階段に設ける手すりの高さは、1段の場合:75~85cm程度、2段の場合:60~65cm程度、及び75~85cm程度とする。 ⇨図1参照 ○階段の上下の端部は、30cm以上水平に延長する。 ⇨図2参照 ○傾斜路の上下の端部は、45cm以上水平に延長する。 ⇨図3参照 ○移乗等動作補助用手すり(便所、浴室等)は、動作に応じて水平及び垂直に適切に設ける。
形状	○断面の形状は、円形か橈円形とし、外径3~4cm(小児用にあっては3cm)程度の握りやすいものとする。 ⇨図4参照 ○端部は、衝突時の危険性を少なくする等のため、壁面方向又は下方に曲げて納める。 ⇨図6参照
壁との関係	○壁との間隔は、バランスを失った人が、手すりと壁との間に手が落ち込まないように4~6cm程度とし、手すりの支持は、下側で行う。 ⇨図5参照 ○手すりが取り付く壁の部分は、握りそこなって手が落ち込んだ場合を考慮して滑らかな仕上げとする。
材質	○手ざわり、耐久性、耐食性等取付箇所に見合ったものとし、かつメンテナンスの容易なものとする。 ○階段、傾斜路等の手すりは体重をかけたときに滑りにくいものとする。 ○壁等周囲と識別しやすい色とする。
表示	○①廊下等の手すりの端部、②曲がり角、③階段の始終点等の要所には現在位置と誘導内容等を点字で表示する。 ○階段及び傾斜路には現在位置及び上下階の情報等を昇降以前の水平部分に点字で表示する。 ⇨図7参照

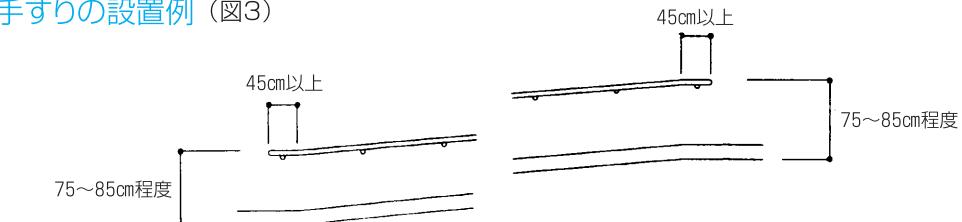
## 手すりの設置例 (図1)



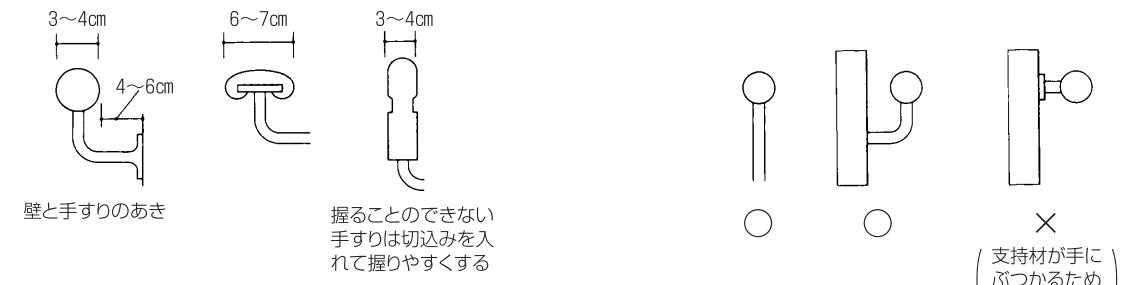
## 階段手すりの設置例 (図2)



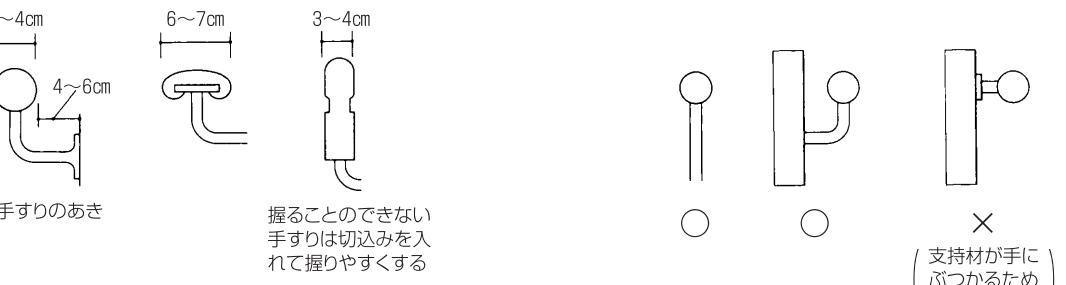
## 傾斜路手すりの設置例 (図3)



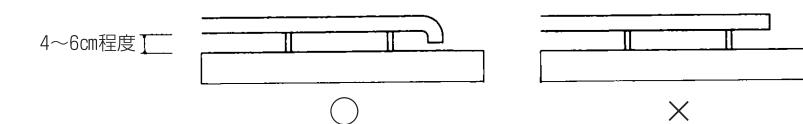
## 手すりの形状 (図4)



## 壁への取りつけ (図5)



## 端部の形状 (図6)



## 階段手すりと点字表示取付例 (図7)

